

2020年9月29日

## ものづくりセンターの10月以降の利用について

SIT 総研長 西川宏之  
研究推進室

### 1. ものづくりセンター設置の趣旨と現状

ものづくりセンターは本学の研究力向上のため、2019年度に全学的教育研究事業の一環として、設置されました。大宮ものづくりセンターは2室あり、4101室はマニュアル機器を中心に安全教育や一部の実習を中心に利用されています。一方、4102室は従来の「大宮工作室」を改装し、研究用途としてNC工作機器である、マシニングセンター、ターニングセンターを新たに整備しました。また、豊洲ものづくりセンターでは、「豊洲工作室」を改装し、放電加工機を中心に小型の加工機およびレーザカッター等が整備されつつあります。

現在、コロナ禍にあり、さらに専任の技術職員が不在であることから、2020年4月よりセンターを閉鎖しております。2021年度のものづくりセンターの再始動・本格的利用に向けて、次項に定める利用申請に基づく承認を前提に、10月以降の限定的な利用を認めることとします。

### 2. 利用申請書提出のお願い

安全教育、基礎教育を目的とした講義・実習内での利用、および研究用途での利用に分けられます。多様な利用形態の要望がありますが、研究推進室としては、それぞれの用途(教育・研究)に合わせて、利用者の安全対策に最も重点を置いた運営を行います。

ものづくりセンターウェブサイト：<https://mono.shibaura-it.ac.jp/>にアクセスし、利用申請用のリンクより、グーグルフォームにて申請してください。申請にあたって、以下の点にご留意ください。

- ・利用時間は大学、大学院の定めるルールに準ずること。
- ・安全教育および対策は指導教員および利用学科の責任において行うこと。
- ・講義・実習での利用にあたっては、学科(主任)の承認を受けること。
- ・各機器の利用にあたっては、装置担当教員(技術職員)から承認を受けること。
- ・部材・消耗品は利用者が準備すること。機器の保守用消耗品をご負担いただくことがあります。
- ・研究利用に対して技術職員はアドバイスを行います。加工受託は行いません。

### 3. 利用開始にあたって

実際に利用を開始するためには、研究室単位あるいは学科単位での安全講習を受講した上で、利用者(研究室)としての認定を受ける必要があります。本申請が受理・承認された後に、大宮・豊洲ものづくりセンターの装置担当教員・技術職員から具体的な対応をアナウンスいたします。

以上。